

別表第2（第5条関係）

補助対象事業	補助要件（注1）	補助対象期間及び補助対象経費	補助率	補助限度額
1 バックオフィス	操業開始後1年以内に3人以上の県内新規雇用を伴うもの。ただし、中山間地域に立地する場合は、操業開始後1年以内に2人以上の県内新規雇用を伴うもの。	補助対象期間：操業開始後1年以内の県内新規雇用者数が20人以上の場合は5年間、10人以上19人以下の場合は4年間、3人以上（中山間地域に立地する場合は2人以上）9人以下の場合は3年間とする。なお、交付決定後に補助対象期間を変更することはできない（ただし、補助対象期間が短縮となる場合を除く。） 補助対象経費 1 サテライトオフィス等の新增設を行うために必要とする次の経費 ①土地の取得に要する経費 ②建物の取得又は賃借に要する経費（賃借料及び共益費） ③事業の用に供する通信等に要する経費（注2） ④償却資産の取得又は賃借に要する経費（注3） ⑤建物の改修に伴う償却資産の取得に要する経費（サテライトオフィス等として利用される専用部分のみとする（専用部分以外に設置されるものであっても障害者の就業に必要なスロープ等の設備改修を含む。）。）（注3） ⑥従業員の募集及び研修等に要する経費（県内雇用者を対象としたものに限る。） 2 従業員の雇用に係る奨励金（右記ア、イ、ウ、オ、カについては、6月以上継続して雇用された県内新規雇用者を対象とし、初回申請時以外は当該事業所における純増分のみを対象とする（高知県シェアオフィス利用推進事業費補助金の2段階立地型により県内新規雇用奨励金を受給している補助事業者の場合で、当該雇用者が実績報告時点で退職しているときは、当該人数分を対象人数から除外する）。ただし、1人につき1回限りとする。 右記エについては、当該事業所における県内新規雇用者が減じず、正社員が純増している場合に限り、その純増分のみを対象とする。）	1 ①土地の取得に要する経費の20パーセント（特定サテライトオフィス等の場合は25パーセント） ②建物の取得に要する経費の20パーセント（特定サテライトオフィス等の場合は25パーセント）又は賃借に要する経費の2分の1 ③事業の用に供する通信等に要する経費の2分の1 ④償却資産の取得に要する経費の20パーセント（特定サテライトオフィス等の場合は25パーセント）又は同資産の賃借に要する経費の2分の1（事業所における席数×1.5万円×事業期間（月数）を乗じた金額を上限とする。） ⑤④の償却資産のうち、建物の改修に必要な償却資産の取得に要する経費の2分の1（1事業所当たり5,000万円以内の金額） ⑥④の償却資産のうち、南海地震等の大規模災害に備えるための資産（非常用電源装置、自家発電設備、防潮板等）であって、知事が特に必要があると認めるものの取得に要する経費の2分の1又は同資産の賃借に要する経費の100パーセント ⑦従業員の募集及び研修等に要する経費の2分の1（補助対象期間を通じて500万円を上限とする。） 2 従業員の雇用に係る奨励金とし、各雇用形態により次の金額を補助する。 ア 一般被保険者（期間の定めのない労働契約を締結している者であって、当該事業所において正規の従業員として位置付けられている者） （ア）県内新規雇用者数が9人に達するまで：1人当たり120万円 （イ）県内新規雇用者数が10人を超える場合：10人目以降について1人当たり30万円 イ 一般被保険者（期間の定めのある労働契約を締結している者であって、週所定労働時間が30時間以上の者） （ア）県内新規雇用者数が9人に達するまで：1人当たり80万円 （イ）県内新規雇用者数が10人を超える場合：10人目以降について1人当たり20万円 ウ 一般被保険者（期間の定めのある労働契約を締結している者であって、週所定労働時間が20時間以上30時間未満の者） （ア）県内新規雇用者数が9人に達するまで：1人当たり40万円 （イ）県内新規雇用者数が10人を超える場合：10人目以降について1人当たり10万円 エ イ又はウの補助を受けた者であって、補助対象期間中に一般被保険者（期間の定めのない労働契約を締結している者であって、当該事業所において正規の従業員として位置付けられている者）に登用され、かつ6月以上継続して雇用された者 イ（ア）の補助を受けた者については40万円 イ（イ）の補助を受けた者については10万円 ウ（ア）の補助を受けた者については80万円 ウ（イ）の補助を受けた者については20万円 （注4）新規学卒者（学校教育法第1条に定める学校及び同法第124条に定める専修学校を卒業してから1年以内の者。ただし、ウに掲げる者を除く。）については、県内新規雇用人数×15万円を加算する。 オ 高知県シェアオフィス利用推進事業費補助金（2段階立地型）の補助対象期間内かつ高知県企業立地促進要綱第4条第1項に定める企業の指定の承認を受ける前に雇用開始した常用労働者（週30時間以上勤務）であって、高知県シェアオフィス利用推進事業費補助金において、雇用奨励金の対象とならなかった者 県内新規雇用人数×30万円 カ 高知県シェアオフィス利用推進事業費補助金（2段階立地型）の補助対象期間内かつ高知県企業立地促進要綱第4条第1項に定める企業の指定の承認を受ける前に雇用開始した常用労働者（週20時間以上週30時間未満勤務）であって、高知県シェアオフィス利用推進事業費補助金において、雇用奨励金の対象とならなかった者 県内新規雇用人数×15万円	補助対象期間における補助限度額10億円（償却資産の取得又は賃借に要する経費若しくは従業員の募集及び研修等に要する経費については、知事が別に定める。）
2 コンタクトセンター				
3 IT・コンテンツ				

4 既立地サテライトオフィスの移転事業	本県に既に立地しているサテライトオフィス等のうち、本県でのさらなる事業拡大（移転先事業所での操業開始後1年以内に20人以上の県内新規雇用を伴い、かつ、従業員数が100人以上となる事業所に限る。）を伴う移転で、知事がやむを得ないと認めるもの（以下「拡大移転」という。）であること。	拡大移転に要する経費又は拡大移転に伴い新たに土地、建物若しくは償却資産を取得する場合は、その土地、建物又は償却資産の取得に要する経費	①拡大移転に要する経費の2分の1 ②土地、建物又は償却資産の取得に要する経費の25パーセント	
---------------------	---	--	---	--

補助要件（注1）

災害が発生し、補助事業者の責めに帰すことのできない事由により、補助要件を達成できない場合は、期限を最大1年間延長することができる。その場合、速やかに知事に状況を報告するとともに変更後の雇用計画を提出し、承認を受けること。（補助要件を満たすまで補助金の支出を停止する。なお、第9条に基づく補助金変更交付申請が必要な場合は別途手続を行うこと。）

事業の用に供する通信等に要する経費（注2）

事業の用に供する通信及びクラウド型コールセンターシステム（CTI）に要する経費をいう。

償却資産の取得又は賃借に要する経費（注3）

取得等に要する経費については、当初から計画されているものであって、原則として操業開始後6月以内に取得されたものとする。

別表第 3 （第 5 条関係）

補助事業者及び 事業実施主体	補助要件	補助対象経費	補助率	補助限度額
市町村	サテライトオフィス等の誘致の決定等があり、当該企業の事業所を準備するために、必要な予算措置がされていること	建物の改修等に要する経費	市町村負担分の 2 分の 1 以内	5,000 万円 （当該年度、1 施設当たり）